

国民健康保険税は
納期内に
納めましょう



令和5年7月25日 第176号
一 発行一
五所川原市
民生部国保年金課
〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1
TEL 35-2111 番(代)
内線2348~2350・2353・2358・2359

国保税の納付が困難な方は、
収納課に相談を！

収納課 35-2111
(内線 2275~2278)

被保険者証は7月31日までに「特定記録」で配達される予定です

配達の際、ご自宅に不在でも郵便受箱に配達しますが、期日を過ぎても保険証が届かない場合は、国保年金課までご連絡ください。



被保険者証がお手元に届いたら

1 記載内容に誤りがないか必ず確かめてください。

- (有効期限、記号、番号、住所、氏名、性別、生年月日、世帯主氏名など)
- 令和5年8月2日から令和6年7月31日までに75歳となる方は「後期高齢者医療制度」に新たに参加するため、誕生日の前日が有効期限として記載されています。
- 令和5年8月2日から令和6年7月31日までに70歳となる方は、被保険者証兼高齢受給者証が交付されるため、誕生月の末日(ただし、1日が誕生日の方は前月の末日)が有効期限として記載されています。

2 新しい被保険者証は8月1日から、古い被保険者証は7月31日まで使います。

8月1日を過ぎたら、古い被保険者証は各自破棄してください。

青森県国民健康保険被保険者証 有効期限

兼高齢受給者証

記号 番号

住所

氏名

生年月日

適用開始年月日

交付年月日

発効期日

世帯主氏名

保険者番号

交付者名

見本

高齢受給者の負担割合はこちらに印字されます

一部負担金の割合 2割

70歳から74歳の方にのみ印字されます

[表面]

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で電子資格確認を受けるか、この証を渡してください。

備考

※以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。

2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。

3. 私は、臓器を提供しません。
(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】

[特記欄:
署名年月日: 年 月 日
本人署名(自筆): 家族署名(自筆):

[裏面]

遠 被保険者証は、施設に直接送付します

施設へ住所を移している方の被保険者証については、施設に直接送付しますので、申請は必要ありません。

学 被保険者証は親元に送付されます

在学証明書で申請を行った場合は自動更新となり、親元の被保険者証と一緒に送付されます。ただし、今年度未申請の場合は自動更新となりませんので、手続きを行ってください。

更新後の学 被保険者証は、有効期間が令和6年3月31日までとなります。

4月以降も学被保険者証の交付を希望する場合は、新年度に入ってから継続の申請をする必要があります。

お問い合わせ先

●国保年金課 35-2111 (内線2348~2350・2353・2358・2359)

国保に入るときとやめるときは必ず手続きをしましょう！

加入の届け出が遅れると

- 保険税は、加入の届け出をした月から納付するのではなく、資格を取得した月までさかのぼって納付することとなりますので、保険税額が多くなる場合があります。
- 国保被保険者証がないため、その間の医療費は全額自己負担となります。

やめる届け出が遅れると

- 他の保険証があるのに、国保の保険証で医療機関を受診された場合、国保が負担した医療費(総医療費の7~8割)は、あとで返していただくこととなります。
- 他の健康保険等に加入したとき、国保をやめる届け出をしないと、保険税と保険料を二重に支払ってしまうこととなります。
- ※勤務先の会社等では国保をやめる届け出は行いません。

国民健康保険税に滞納がある世帯は、郵送更新されません

平成30、31年度、令和2、3、4年度のいずれかに滞納がある場合は、納付相談後に「短期被保険者証」又は「被保険者資格証明書」が交付されます。

短期被保険者証

一般の被保険者証と同様に使用できますが、有効期間が3カ月となります。

※ただし、高校生以下の国保被保険者には、有効期間が6カ月以上の短期被保険者証を交付します。

更新ごとに納付相談が行われ、国民健康保険税の納付を求められることとなります。また、原則限度額適用認定証の交付を受けることができません。

短期被保険者証該当世帯	被保険者証の有効期間	有効期限
平成30年度~令和4年度の保険税を滞納している世帯	3ヶ月	10月、1月、4月、7月末

被保険者資格証明書

現在、「短期被保険者証」を交付されている世帯で、以下に該当する世帯には、令和5年8月から「被保険者資格証明書」を交付することとなります。

- ①納付相談等で取り決めた納付内容を誠実に履行しない世帯
- ②令和4年8月以降、国民健康保険税の納付相談に応じない世帯

※ただし、高校生以下の国保被保険者には、有効期間が6カ月の短期被保険者証を交付します。

医療機関を受診した際、一旦医療費の全額を支払う必要があります。

後日、申請により、医療費の7割~8割について給付を受けることとなりますが、その都度国民健康保険税の納付を求められることとなります。



【有効期限：令和5年7月31日の限度額適用認定証をお持ちの方】

8月以降も限度額適用認定証の交付を希望する方は、申請が必要です。

8月1日(火)以降に国保年金課⑯、⑰番窓口又は各総合支所窓口係までお越しください。

※8月1日は窓口が大変混雑します。時間に余裕を持ってお越しくださるようお願いいたします。

また、8月1日の申請でなくても、8月中の申請であれば8月1日から適用のものをお渡しできます。

申請に必要なもの

- 治療を受けている方の被保険者証
- 世帯主と治療を受けている方のマイナンバーのわかるもの
- 窓口に来る方の顔写真付きの本人確認書類
- 別世帯の方が窓口に来る場合、その方と治療を受けている方それぞれの印鑑

健康保険証をお使いの皆さまへ

「マイナンバーカード」を健康保険証としてぜひお使いください！



読み取り機器のトラブルのほか、加入保険変更の反映が遅れることもありますので、初めてマイナ保険証で受診する際や、転職などで加入する保険を変更した後は、従来の健康保険証も一緒に持参して受診してください。

1 データに基づく最適な医療が受けられる

過去に処方されたお薬や特定健診などの情報が医師・薬剤師に共有され(※)、データに基づく最適な医療が受けられるようになります。

※ マイナンバーカードを健康保険証として利用し、医師等と過去の情報を共有した場合には、健康保険証で受診した場合と比べて、初診時等の医療機関・薬局での窓口負担が低くなります。

2 転職や転居等による保険証の切り替えや更新が不要

今後、転職や転居などで必要だった保険証の切り替えや更新が不要になります。

※ なお、新しい保険者への加入手続は必要です。

3 手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが確実に免除されます。

！ マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを健康保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 「マイナポータル」から行う
- ② セブン銀行ATMから行う
- ③ 医療機関・薬局の受付で行う



マイナポイント第2弾 マイナポイント申込期限延長！



マイナポイントの申請期限は2023年9月末です。
2023年2月末までに申請されたマイナンバーカードが対象です。

マイナンバーカードは安全です！

マイナンバーカードを失くしたら個人情報が流出しそうで不安・・・



マイナンバーカードのICチップには、健康・医療情報や税情報・年金情報などプライバシー性の高い情報は入っていません！

マイナンバーカードを失くした場合、どうすれば良いかわからない・・・



万が一紛失しても、コールセンター【0120-95-0178：24時間365日受付】に電話することで、カードの利用を一時停止できるので安心です！

マイナンバーを他人に悪用されそうで怖い・・・



第三者にマイナンバーを見られても、あなたになりすまして手続きを行ったり、あなたの個人情報を調べたりすることはできません！

2024（令和6）年秋以降は、
保険証とマイナンバーカードが一体化されます。

マイナンバーカードをなくしたり、手元にない場合は？

- 2024（令和6）年秋以降、マイナンバーカードを紛失・更新中の方やお手元にカードがない方などは、ご加入の医療保険の保険者に申請いただくことで、ご本人の被保険者資格の情報などを記載した「資格確認書」が無償交付されます。
- 「資格確認書」を医療機関等の窓口で提示することで、引き続き、一定の窓口負担で医療を受けることができます。

健康保険証はいつまで使えますか？

- 2024（令和6）年秋以降、新規の健康保険証は発行せず、2024（令和6）年秋の時点でお手元にある有効な保険証は、その時点から1年間使用することができます。



マイナンバーカードは
こちらのポスターやステッカーを
貼っている医療機関・薬局で
ご利用可能です！



厚生労働省
ホームページ

※厚生労働省HPでもご利用可能な
医療機関・薬局を公開しております。

もっと詳しく知りたい方はフリーダイヤルにお問い合わせください
マイナンバー総合フリーダイヤル TEL：0120-95-0178